

【リンクはご自由にお貼りください】
【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第1回期日(2022年12月23日)に提出された書面です。

令和4年(ネ)第1675号 「結婚の自由をすべての人に」控訴事件
控訴人 控訴人1 外5名
被控訴人 国

証拠説明書18 (甲A号証)

2022年12月1日

大阪高等裁判所第14民事部B3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同 弁護士 佐藤 倫子

同 弁護士 宮本 庸弘

同訴訟復代理人 弁護士 森本 智子

同 弁護士 松本 亜土

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月 日	作成者	立証趣旨
甲A614	書籍『憲法判例と裁判官の視線』（抜粋）	写し	2019年 10月10 日	千葉勝美	立法裁量を前提とした法令の授益的・授権的規定の憲法14条1項適合性審査のあり方。 国籍法違憲判決においては、国籍法3条1項が準正要件を要件として付したことに付き、その反面、非準正子には国籍の取得を認めないという立法裁量権の行使があったものとみて、当該部分を憲法の平等原則に違反するものと判断されていること。 一般に、立法裁量が問題となる事柄に関する法律に関しても、憲法14条1項適合性審査の対象となるのは、既になされた立法裁量権の行使の結果としての法律の規定及びそれによって生じている区別取扱いであって、未だなされていない国会による立法裁量権の行使（不行使を含む。）のあり方それ自体ではないこと。
甲A615	Yahoo!ニュース 2019年2月14日「同性婚訴訟、2月14日に全国一斉提訴へ」の記事及びそれに対して投稿されたコメントを印刷した文書	写し	2019年 2月14 日	Yahoo! ニュース	2019年2月14日に本件提訴がなされた際、これを取り上げるニュースの記事に寄せられたコメントから、社会において根強い偏見・差別が存在していることが露わになったという事実
甲A616	twitter上の投稿を印刷した文書	写し	2022年 6月20 日	twitter	・原判決の直後、これを取り上げるSNS上での投稿において、同性愛者等当事者に対する差別意識・偏見が顕在化した事実 ・原審の判断によって、そのような差別意識・偏見が改めて呼び覚まされ、助長・強化されたという事実
甲A617	政治家による差別発言一覧	写し	2020年 2月3日	弁護士加藤慶二、弁護士清水皓貴	（本書証は、政治家によるセクシュアル・マイノリティに対する差別発言を「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京弁護団の代理人がまとめた一覧表である） 多数の政治家が、セクシュアル・マイノリティに対して差別発言をしている事実

甲A618	『夫婦別姓 同性婚 パートナーシップ LGB T 家族と社会に関わる諸問題一』表紙及び16頁～29頁「同性愛と同性婚の真相を知る」	写し	2022年6月ころ	楊尚眞	2022年6月13日に開催された新党政治連盟国会議員懇談会の会合において次のような内容を含む冊子が配られた事実 ・「同性愛は…後天的な精神の障害、または依存症です。」 ・「依存症は一度陥るとなかなかそこから抜け出すことが出来ません。同性愛行為の快感レベルが高くなかなか抜け出すことができないのは、ギャンブル依存症の人が沢山儲けた時の快感を忘れられず、抜け出せないのと同じなのです。」
甲A619	「神道政治連盟」と題されたウェブページを印刷した文書	写し	2022年5月	神道政治連盟	神道政治連盟が「日本の伝統や文化を後世に正しく伝える」ことを目的として設立された政治団体であること。 2022年7月末日時点で、神道政治連盟には、257名の衆参国会議員が参加している事実
甲A620	「神政連国会議員懇が総会 安倍氏『神社通じて日本人の心育った』 事務局長に城内氏」と題されたウェブ上のニュース記事を印刷した文書	写し	2020年12月16日	産経新聞	故・安倍晋三元首相が神道政治連盟の会長を務めていたこと
甲A621	「自民に抗議署名5万人超 性的少数者に差別的な冊子」と題されたウェブ上のニュース記事を印刷した文書	写し	2022年7月25日	朝日新聞	甲A618の冊子が配布されたことに対して、冊子の内容を明確に否定することや冊子の回収を求める5万筆もの署名が集まったこと
甲A622	官報号外令和二年一月二十三日	写し	2020年1月23日	志位議員及び安倍総理大臣	衆議院本会議において、志位議員が安倍総理大臣に対して、同性婚を導入する予定があるかを尋ねたところ、安倍総理大臣は、同性婚については家族の在り方の根幹に関する問題であり、極めて慎重な検討が必要であると答えたこと

甲A62 3	「衆議院」ウェブサイ トの「法務委員会の会 議録議事情報一覧」の ページを印刷した文書	写し	2018年 11月24 日から 2020年 11月13 日	衆議院 法務 委員会	<p>本書証は、第198回の国会（2019年春の通常国会）から第203回の国会（2020年秋の臨時国会）までの法務委員会内でどのような議題があがったかの案件を記した一覧表である。</p> <p>議員立法で提出された法案を法務委員会で議論する場合には、「会議に付す案件」として合意されなければ、議論は開始されない。婚姻平等法案（甲A136）は、第198回国会で提出されたところ、一覧をみても、当該法案は会議に付す案件として記されていない。もって、第198回の通常国会から、第203回の臨時国会までに開催された法務委員会内にて、一度も検討・議論されていないことを証明する。</p>
甲A62 4	意見書「同性婚訴訟・ 大阪地裁判決に対する 批判を中心に ---大 阪高等裁判所への控訴 に向けて」	原本	2022/1 1/14	駒村圭吾	<p>駒村圭吾慶應義塾大学教授による原判決に対する憲法論的批判 原判決が、『憲法の普遍的価値』に言及してまで語られたことが空証文となっていること、 原判決が「人格的尊厳に関わる重要な人格的利益」との表現を受けて、同性間の婚姻にかかる権利は13条で人格権としては認められないとしても、かかる「人格的利益」は13条によって（たとえ人格権の水準ではないにしても）保障されると述べる必要であったということ、 原判決は、憲法24条2項の解釈においても、多様な要素を判断する立法裁量に対して憲法は「あえて」要請・指針を定めた⇒しかし、その内容は多様な要素の考慮が必要⇒多様な要素を判断する立法作用に委ねる⇒多様な要素の判断と言っても憲法はそれに対して「あえて」要請・指針を定めた、という循環論法に陥っている等の問題をはらむものであること等</p>
甲A62 5の1	日本に対する総括所見	写し	2022/1 1/3	自由権規約 委員会	<p>「性的指向及び性自認に基づく差別」の項目において、「委員会は、締約国が性的指向および性自認に基づく差別と闘い、平等な待遇に関する意識を高めるために講じた措置に留意する。それにもかかわらず、性的指向と性自認に基づく差別を禁止する明確な法律がないことを懸念している。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍の性別の変更、法律的な結婚へのアクセス、および矯正施設での処遇において、差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている（第2条および第26条）」との指摘がなされ、同性愛者等に法律婚へのアクセスを認めることがあらためて求められていること。</p>

甲A625の2	日本に対する総括所見 (和訳)	写し	2022/1 1/30	控訴人ら代理人	同上。
甲A626	国際人権（自由）権規約委員会の総括所見に対する会長声明	写し	2022/1 1/9	日本弁護士連合会会長 小林元治	日弁連は、甲A625の総括所見について、「今回の審査で取り上げられた諸課題は、この声明で取り上げられなかった問題を含めて、いずれも早急にその解決が求められる重大な課題である。当連合会は、日本政府が委員会の勧告について誠意をもって受け止め、その解決に向けて、立法化を含む法制度の実施や改善、研修の充実などに努力することを強く求めるとともに、それらの実現のために、日本政府に対する要請等も含めて、総括所見で示された勧告等実現のために全力で努力していく所存である。」との会長声明を発出していること。